

長野県防災サポートアドバイザー活動要領

(目的)

第1条 本要領は、長野県防災サポートアドバイザー派遣要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長野県防災サポートアドバイザー（以下「サポートアドバイザー」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

(活動内容)

第2条 サポートアドバイザーは、県・市町村職員と協働して次の活動を行う。

(1) 災害調査に関する支援

災害報告のための被災状況調査

(2) 復旧工法に関する技術的助言

応急復旧・本復旧・改良復旧に関する助言

2 サポートアドバイザーは、前項のほか次の活動を行う。

(1) 災害時における被災情報の通報

公共土木施設の被災を発見したときは、当該施設の管理者若しくは市町村に通報すること。

(2) 平時における危険箇所情報の通報

公共土木施設が危険な状況にあることを発見したときは、当該施設の管理者若しくは市町村に通報すること。

(3) 災害復旧技術の継承活動

災害復旧に関する研修会・講習会の講師などを務めるなど、災害復旧に関する技術の継承を行うこと。

(活動の原則)

第3条 サポートアドバイザーは、自らの健康管理に努め、十分な体調で活動に臨むものとする。

2 活動中は、常に安全に留意し円滑な業務の遂行に努めるものとする。

3 活動中における地域住民等からの要望等については、速やかに派遣要請機関に伝達するものとする。

4 サポートアドバイザーは、不測の事態により活動が困難となったときは、直ちに活動を中止するものとする。

(出動要請)

第4条 長野県防災サポートアドバイザー協会事務局（以下「事務局」という。）は、派遣要請があった地域や活動内容に照らし、サポートアドバイザーの中から派遣することが適当と認められる者に出動要請を行い、建設部河川課長、派遣要請先事務所長に回答するものとする。

(活動の完了)

第5条 サポートアドバイザーは、活動が完了したときは派遣要請機関と打ち合わせのうえ撤収するものとする。

(報 告)

第6条 サポートアドバイザーは、派遣先での活動完了後1週間以内に、様式第1号により活動内容を協会事務局に報告するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、サポートアドバイザーの派遣並びに活動に関し、次の事務を行うものとする。

- (1) サポートアドバイザーの迅速な選任、出勤方法及びこれに関しての関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) サポートアドバイザーの派遣先における活動内容について、派遣要請機関との連絡調整を行う事。
- (3) 県建設部(河川課)及びその他関係機関との連絡調整、報告に関する事。
- (4) その他サポートアドバイザーの安全・円滑な派遣及び活動に必要な事。

(派遣費用)

第8条 サポートアドバイザーは、出勤に要した実費(交通費・宿泊費等)について、公益財団法人長野県建設技術センターへ直接請求し支給を受ける。

(附 則)

この要領は、平成24年 6月 5日より適用する。

長野県防災サポートアドバイザー活動報告書

平成 年 月 日

長野県防災サポートアドバイザー協会事務局 様
（長野県 建設部 河川課長 様）

氏 名 印

〔 長野県防災サポートアドバイザー協会事務局
氏 名 〕

次のとおり、長野県防災サポートアドバイザーとして活動内容を報告します。

1 実施期間及び場所

（1）実施期間

（2）活動場所

2 業務内容

3 その他報告事項